

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成28年6月27日まで縦覧に供する。

平成28年5月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成28年4月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人クリエイト

多田 美鈴

さぬき市津田町鶴羽1250番地5

3 定款に記載された目的

この法人は、すべての人がユニークで創造的な人生を歩むために全人格的な教育を施し、安心して居場所と学びの機会を提供する。また、生きる力や学ぶ意欲を育み、自立を促すことにより、すべての人の健全な育成、生涯学習、福祉の増進に寄与することを目的とする。